

みんなので支える介護 保険料と一部制度変更

圏高齢介護課
☎70・5636

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費により、介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護や介護予防が必要と認定されたときには、原則として費用の1割を支払ってサービスを利用します。65歳以上の方の保険料は3年ごとに見直しており、27、29年度は表のとおり決定しました。

4月からの改正

■**予防給付の見直し**
要支援1・2の方を対象とした介護予防の訪問・通所介護を、全国一律の予防給付から市の地域支援事業に移行します。NPOや企業、ボランティアなどのサービスも利用可能になりますが、当面は、既存の介護

事業所のサービスを利用してください。

特別養護老人ホームへの新規入所は要介護3以上

特別養護老人ホームの新規入所が要介護3以上の方に限定されます。同ホーム以外での生活が著しく困難な場合には、要介護1・2でも認められることがあります。

サービス付き高齢者向け住宅が住所特例対象に

賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅が住所特例の対象になり、市外の施設に住所を移しても、本市の被保険者のままになります。住所特例の対象者は、施設のある市町村の地域密着型サービスや地域支援事業を利用できます。

8月からの改正

■**一定以上の所得者は利用者負担が2割に**
65歳以上で、合計所得金額が160万円以上の方の自己負担の割合を1割から2割に引き上げます。65歳以上の世帯員の年金収入とその他の所得金額の合計が単身で280万円未満か、2人以上で346万円未満の場合は、1割負担になります。

高額介護サービス費自己負担限度額一部引き上げ

医療保険の現役並み所得に相当する方のいる世帯の高額介護サービスの自己負担額を、3万7200円から4万4400円に引き上げます。対象は、課税所得

が145万円以上で収入が単身で383万円以上、世帯員2人以上で520万円以上になる方です。

補足給付要件に資産などを追加

市民税非課税世帯の施設利用者の食費・居住費を補てんする補足給付の要件に資産などを追加します。本人の預貯金や配偶者(世帯分離も含む)の収入・預貯金も要件に追加し、預貯金額が単身で1000万円か夫婦世帯で2000万円を超える場合は支給対象外になります。

詳しくは、市ホームページを見るか同課へ問い合わせてください。

社会変化へ迅速に対応

4月から市組織を変更

将来を見据えた人口減少社会への対応や超高齢社会の進展をはじめ、まち・ひと・しごと創生法の成立などの社会環境の変化に迅速に対応するため、4月1日に行政組織を変更しました。組織の見直しで、11部44課86担当から11部44課87担当になります。

新設の課・担当

●**地域活性化推進室・地域活性化担当** 地域活性化やシティーセールスを進めます。

新設の担当

●**高齢介護課・地域包括担当** 基幹型地域包括支援センターへ移行しケアシステムの体制強化を進めます。

名称変更する担当

※()内は旧担当名
●**政策経営課・行政経営担当(行革分権担当)** 公共施設マネジメントを進めます。

●**福祉総務課・生活支援担当(保護担当)** 生活困窮者の自立を支援します。

●**高齢介護課・高齢政策担当(いきがい担当)** 超高齢社会への対策を進めます。

廃止する課

●**生涯学習部・中央公民館** 文化会館、公民館などの指定管理者制度導入に伴い課としては廃止し、事務は生涯学習課で行います。

●**政策経営課** 70・5636

平和の尊さ、考え学ぶ あやせっ子平和学習生募集

あやせっ子平和学習生募集

平和の尊さについて考え、学び、次代へ伝える「あやせっ子平和学習生」を募集します。

学習生は、7月23日(木)24日(金)1泊2日で、被災地の広島へ行き、資料館や原爆ドーム、慰霊碑などを見学したり、被爆体験講

6～12日 新入学児童・園児 を交通事故から 守る運動 県内一斉に実施

4月6日(月)～12日(日)、県内一斉に新入学児童・園児を交通事故から守る運動を実施します。

この時期、新入学児童や園児たちは新しい生活になることから、行動範囲も広がり交通事故に遭いやすくなります。家庭でも子どもたちに交通规则を身に付けさせ、ドライバーの皆さんは、路上での子どもたちの行動に十分注意してください。

●**市民協働課** 70・5636



話を聴いたりします。

し、5月7日までに必着で市民課へ郵送〒252-1192(住所不要)か直接(申込書は学校で配布。市役所・中央公民館などにもあります。応募による個人情報、他に利用しません)▼**抽選** 5月12日(火)に公開抽選。結果は5月18日まで通知▼**同課** 70・5605かSU14200@city.ayase.kanagawa.jp

本蓼川墓園新規使用者を募集

▼**対象** 申し込み締め切り日翌日までに1年以上本市に住民登録があり、遺骨(分骨されたものを除く)を持ち、市内に墓地を持たない方▼**画** 高齢介護課にある

他 詳しくは同課にある募集要項参照。合葬納骨壇は今後6回に分けて募集(表のとおり)▼**画** 同課 70・5616

合葬納骨壇の申込期間・使用開始日

申込期間	使用開始日
1期 4月1日～5月14日	6月16日
2期 6月1日～7月16日	8月17日
3期 8月3日～9月15日	10月16日
4期 10月1日～11月13日	12月11日
5期 12月1日～来年1月14日	来年2月15日
6期 来年2月1日～3月16日	来年4月14日

※応募者多数の場合は公開抽選

墓地の種類、使用料など

種別	普通納骨壇	合葬納骨壇	普通墓所
墓地様式	面積は0.54㎡、カロート(納骨スペース)はコンクリート造り、墓石は使用者負担	遺骨(骨壺)を柵式の納骨壇(アルミロッカー)に共同で収蔵するタイプ。20年経過後は合祀墓に共同埋葬。焼香・献花などは合葬納骨壇専用のモニュメントあり	面積は4㎡、カロート(納骨スペース)はコンクリート造り、墓石は使用者負担
募集区画数	10区画	229カ所(1カ所当たり1焼骨収容)	1区画
使用期間	50年(満了後、使用期間更新可)	20年	永年
使用料	35万円	6万円	43万円
管理料(年額)	7000円	2000円(使用時に20年間分の管理料4万円を一括払い)	7000円